

女川町監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和7年7月28日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の期日等

期 日 令和7年7月23日（水）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木 村 繁・木 村 公 也

3 監査の対象

- （1） 令和6年度各種基金の運用状況について
- （2） 令和6年度町税及び各種使用料等徴収状況について

4 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- （1） 令和6年度各種基金の運用状況について
あらかじめ各課から「基金積立運用状況表」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。
- （2） 令和6年度町税及び各種使用料等徴収状況について
あらかじめ各課から「収入未済に関する調書」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

- （1） 令和6年度各種基金の運用状況について
 - ・ 基金に係る積立金及び運用額の処理については、正確であると認められた。
- （2） 令和6年度町税及び各種使用料等徴収状況について
 - ・ 過年度分で収入未済となっている災害援護資金貸付金償還事務において、一部調定処理がされていないものがあった。その他の町税や使用料等に関しての処理は、正確であると認められた。

（意見）

収入未済となっている過年度分調定額について、昨年度も同様の案件があったことから、ルール等を再確認して適正に運用管理を実施すること